平成２４年（フ）第１４８６号
京都府宇治市槇島町石橋26番地の10
債務者　名執　友恵
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５２３号
京都市南区唐橋平垣町24番地　八條住宅５棟108号
債務者　権東こと　陸　　孝子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５２４号
京都市西京区山田北ノ町24番地　フレグランス松尾203号室
債務者　宅間　智江
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５４８号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目１番地64棟304号
債務者　前田　尚美（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５０号
京都市北区大宮開町４番地、前住所京都市北区大宮東脇台町21番地の５
債務者　堀　さき枝
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１６０４号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地20―503
債務者　山田　雅也
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５３１号
兵庫県尼崎市西川２丁目４番20号、前住所兵庫県尼崎市上坂部２丁目36番１―907号
債務者　伊藤　孝博
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７４２号
兵庫県尼崎市大庄北２丁目17番16号
債務者　谷村　鐵雄
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４４６号
愛媛県松山市北吉田町361番地４
債務者　松下　忠夫
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４７号
愛媛県松山市北吉田町361番地４
債務者　松下　俊子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１号
愛媛県伊予郡松前町大字浜373番地
債務者　大野　和隆
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２５号
青森市花園２丁目１番１号　第５シャトー花園201号
債務者　三上　順子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８９号
茨城県牛久市刈谷町１丁目133番地２　コーポ鈴木７号室、前住所茨城県土浦市蓮河原町3785番地２　フジハイツ202号
債務者　萩原　恵子（旧姓千ヶ崎）
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１２号
茨城県守谷市薬師台６丁目11番地８　レオパレス吉春110、前住所埼玉県戸田市大字新曽980番地　戸田市営柳原団地205号室
債務者　小川　俊幸
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
茨城県龍ケ崎市長山４丁目１番地１　11棟304号室、前住所茨城県龍ケ崎市松ケ丘４丁目５番地８　ウェイビィ森田Ⅰ201号
債務者　長峯由美子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
茨城県守谷市本町167番地の４　サンライト守谷Ａ―202、前住所広島県呉市倉橋町805番地
債務者　田村　清香
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１５号
茨城県守谷市けやき台５丁目８番地４　コーポかおりＢ201
債務者　山本　有里（旧姓滝田）
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係